



発 監 第 28 号

平成29年11月21日

琴浦町長 山下 一郎 様

琴浦町議会議長 手嶋 正巳 様

琴浦町教育委員会教育長 小林 克美 様

琴浦町農業委員会会長 福田 昌治 様

琴浦町監査委員 山根 弘和

同 桑本 始



定 期 監 査 報 告 書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成29年度上半期分の定期監査を実施したので、同条第11項による監査委員の合議により、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告書を次のとおり提出する。

第1 報告

1 監査の期間

平成29年11月8日(水)・9日(木)・10日(金)の3日間

2 監査の対象業務

地方自治法第199条第4項に基づく定期監査について、財務に関する事務の執行が適正且つ効率的に行われているかどうか、各共通事項として「備品購入状況」「補助金交付状況」「委託業務実施状況」「工事請負等実施状況」を中心に適正、合法性、経済性、有用性の観点から監査を行った。

3 監査の実施方法

監査実施対象機関は、総務課、企画情報課、出納室、税務課、町民生活課、子育て健康課、福祉あんしん課、商工観光課、農林水産課、農業委員会事務局、建設課、上下水道課、教育総務課、社会教育課、人権・同和教育課、議会事務局の16機関について、関係書類の提出を求め、関係担当者の説明及び状況や意見を聴取するなど地方自治法第199条第1項に鑑み実施した。

4 監査結果

全体としては、現行の条例、諸規定に従って執行され、その限りにおいては概ね適正に処理されていることを認めることができた。

5 注意事項

(1) 備品購入や委託業務等の1社との随意契約(全課)

琴浦町財務規則第136条には随意契約ができる場合として、予定価格が一定金額以下(工事請負130万円、財産購入80万円、物件借入40万円、財産売払い・物件貸付30万円、その他50万円)の契約、競争入札に適しないものをするとき、緊急の必要により競争入札に付することができないとき等の要件が定められている。

今回提出された備品購入状況調書や委託業務実施状況調書によると、財務規則136条を根拠として、複数者による見積ではなく、1社だけの契約を行っている例がある。

財務規則136条は、単に、競争入札によらず随意契約ができる旨の規定である。

1社と随意契約を行う場合には、その社以外はできない業務か、その社以外は取扱がないか、その社が工事・設備を実施しており保守点検も同社が行うのが経済合理的であるのか、県や中市町共通の取扱であるのかなど、相当の理由が必要である。

以前からその社と契約していて他社の見積はない場合、同社の優位性が説明できず、適切な契約とは言い難い。

複数の企業が実施可能な業務を1社と随意契約する場合、相見積を徴取するとか、他社の意向を確認するなどして、当該1社が最も相応しく妥当である理由付けが必要である。

これは、工事請負費や需用費(食糧費、消耗品費、印刷製本費等)、交際費等の場合も同様である。

今後、適切な契約手続により業務を行われたい。

(2) 基金預け先金融機関の選定(総務課、出納室)

本町には、財政調整積立基金をはじめ合計 29 の基金があり、本年 10 月末日で 4,329,592 千円の残高があり、そのうち 86.8%、3,759,592 千円は金融機関への預金である。

基金の保管については、財政調整積立基金条例第 3 条で「基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。」とされ、その他の基金条例でも同旨の規定が定められている。

財政調整積立基金の場合、5 金融機関 10 件の定期預金があり、預金利率は、金額や金融機関によって異なり 0.01~0.05%。また、公共施設等建設基金は 6 金融機関 14 件の定期預金、利率 0.01~0.06%。利息は 1 億円の 1 年定期の場合、利率 0.01% で 1 万円、利率 0.06% では 6 万円で 5 万円の差が生じる。

従来、預入期間終了後引続き預ける場合、同じ金融機関への預け入れがほとんどであるが、条例に規定されているとおり、最も有利な条件はどこか、預入実績のない金融機関も含めて幅広く金利情報等を収集し、より確実かつ有利な金融機関の選定及び基金の保管に努められたい。

(3) 健診受診率の向上及び生活習慣病の個別指導(子育て健康課、町民生活課)

平成 28 年度の本町の特定検診受診率は 37.1%、県平均 31.5%、19 市町村中 8 番目、中部 1 市 4 町では一番高いが、25 年度 40.4% から 3.3% 低下している。

28 年度各種がん検診受診率は、胃がん 29.8% (中部トップ北栄町 31.2%、本町 2 位)、肺がん 38.6% (湯梨浜 43.1%、4 位)、乳がん 20.3% (北栄 21.4%、3 位)、大腸がん 28.7% (北栄 47.6%、4 位)、子宮がん 28.8% (北栄 33.6%、3 位) であった。

健診等受診率向上に向けて、町内の地域特性、年齢別特徴、先進市町の取組なども参考に、今後とも積極的に町報やホームページ等を活用するなどして、より効果のある啓発に努められたい。

また、本町では過去 5 年間で毎年 6～8 人の新規の人工透析患者が発生している。

人工透析では週 3 回、1 回あたり約 4 時間、1 週間で約 12 時間が拘束され、患者本人や家族の日常生活を大きく制約し、医療費や国民健康保険、後期高齢者医療特別会計にも影響を及ぼす。

糖尿病などの生活習慣病対策として、特定健診結果や医療機関情報等に基づき、個別の保健指導を強化するとともに、生活習慣病に至っていない住民や、捕捉のできていない住民に対しては、可能な限り健康な日常生活を維持するため、町報やホームページ等での啓発や受診勧奨、個別の保健指導等を強化されたい。

(4) 琴浦グルメdeめぐるウォークのPR及びウォーキングステーションの活用(商工観光課、社会教育課)

本年 9 月 23 日に開催されたウォークは、海外 1 名(前年 71 名)、県外 39 名(100 名)、町外 408 名(554 名)、町内 102 名(100 名)合計 550 名(825 名)、前年比 66.7%、275 名の減、特に県外・海外は 23.4%、131 名の減であった。

ウォーク実施委託料は、昨年同様 800 千円、ただし昨年は、ワールドトレイルズカンファレンス関連として、県やNPO法人などの強力なPR等があった。

本町のグルメや特産品等を国内外に積極的にPRし、観光振興による交流人口の増大、地域経済の活性化を図るため、重要な機会であったが、今回は十分に効果が発揮できなかったように思われる。

本年 6 月、ポート赤碓道の駅の日韓交流記念館がウォーキングステーションに認定され、ウォーカーの歩く拠点として役割が期待される場所である。

ウォーキング大会では、ステーションとの連携、コースの設定、グルメ等のおもてなしの充実、国内外への情報発信の強化など、今回の結果の検証と併せて、今後の検討に生かされたい。

来年 6 月開催のSUN-IN未来ウォークは、関係者が本年 10 月の韓国江原道原州市の国際ウォーキング大会、11 月の埼玉県東松山市の日本スリーデーマーチ等で、すでにPRを行っている。

本町の場合、ウォーキング大会の開催に当たっては、予算措置を伴わなければならないが、予

算決定後は速やかに、参加実績のある韓国江原道麟蹄郡や台湾のウォーキング団体等への参加の呼び掛け、鳥取県 19 のまちを歩こう認定大会HP登録、SUN-IN未来ウォークでの本町ウォークのPRなど、県外・海外を意識して、積極的に周知を図る必要がある。

(5) 工事請負契約の落札率(企画情報課、農林水産課、建設課)

平成 29 年度工事請負等調書で報告された工事は、企画情報課はじめ 8 課合計 93 件(28 年度繰越分 30 件を含む)、内訳は指名競争入札 76 件、随意契約 17 件であった。

随意契約のうち、企画情報課所管の琴浦町農村多元情報システム施設伝送路設備保守工事(パナソニックシステムソリューションズジャパン(株)1社)、琴浦町防災無線設備保守工事(パナソニックシステムソリューションズジャパン(株)1社)、農林水産課所管の大成地区農地法面修繕工事((有)前田組 3 社)、建設課所管の町営住宅浦安団地圧力ポンプ取替工事((有)信方水道設備1社)の 4 件は、設計金額と契約金額が同じ落札率 100%であった。

工事の設計・積算、予定価格の設定等については、日頃から十分留意されていると思うが、技術顧問等専門家の意見も踏まえ、設計・積算技術、能力の向上を図り、最大限の費用対効果の発揮に向けて、今後とも遺憾のないように対応されたい。